

富山市教育委員会 1 2 月定例会 資料

令和 6 年 1 2 月教育委員会補正予算（追加提出分）（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会合計	13,451,760	233,048	13,684,808	人件費 233,048
(款10)教育費	13,451,760	233,048	13,684,808	
(項1)教育総務費	2,306,400	78,945	2,385,345	1 事務局一般管理費 (人件費) 41,599 2 学校教育事務費 (人件費) 2,899 3 学校保健事務費 (人件費) 1,377 4 学校図書館充実事業費 (人件費) 14,956 5 スクールサポーター配置事業費 (人件費) 14,521 6 部活動指導員配置事業費 (人件費) 493 7 教育センター管理運営事務費 (人件費) 922 8 情報教育推進事業費 (人件費) 412 9 野外教育活動センター管理運営事務費 (人件費) 1,766
(項2)小学校費	4,772,101	13,503	4,785,604	1 総務学校管理事務費 (人件費) 13,503
(項3)中学校費	3,309,812	31,942	3,341,754	1 総務学校管理事務費 (人件費) 30,812 2 給食センター費 (人件費) 1,130
(項4)幼稚園費	165,456	△ 4,109	161,347	1 総務事務費 (人件費) △ 4,109
(項5)社会教育費	2,897,991	112,767	3,010,758	1 一般管理事務費 (人件費) △ 2,469 2 管理運営事務費(公民館費) (人件費) 53,380 3 管理運営事務費(郷土博物館費) (人件費) △ 1,128 4 管理運営事務費(民俗民芸村費) (人件費) 19,727 5 管理運営事務費(図書館費) (人件費) 20,923 6 管理運営事務費(科学博物館費) (人件費) 16,254 7 普及教育事業費(科学博物館費) (人件費) 1,179 8 管理運営事務費(市民学習センター費) (人件費) 4,901

人件費補正について

(1) 人件費

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正	増減
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	教 育 総 務 課	134,709	10,617	145,326	17	18	1
			学 校 再 編 推 進 課	71,218	△ 3,135	68,083	9	9	0
			学 校 施 設 課	96,013	△ 2,703	93,310	13	13	0
			学 校 教 育 課	228,039	25,115	253,154	28	30	2
			学 校 保 健 課	92,319	4,884	97,203	14	14	0
			教育行政センター	46,175	948	47,123	6	6	0
			計	668,473	35,726	704,199	87	90	3
		5 教育センター費	教 育 セ ン タ ー	76,477	△ 1,714	74,763	9	9	0
		6 野外教育活動 センター費	学 校 教 育 課	9,442	294	9,736	1	1	0
		計	754,392	34,306	788,698	97	100	3	
	2 小学校費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	771,231	△ 25,431	745,800	128	118	△ 10
		計	771,231	△ 25,431	745,800	128	118	△ 10	
	3 中学校費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	130,819	11,097	141,916	20	21	1
		4 給食センター費	学 校 保 健 課	19,216	313	19,529	2	2	0
		計	150,035	11,410	161,445	22	23	1	
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	教 育 総 務 課	87,891	△ 6,918	80,973	12	11	△ 1
		計	87,891	△ 6,918	80,973	12	11	△ 1	
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	生 涯 学 習 課	63,839	9,512	73,351	9	10	1
			教育行政センター	24,597	△ 10,434	14,163	3	2	△ 1
			埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	96,934	△ 1,547	95,387	12	11	△ 1
			計	185,370	△ 2,469	182,901	24	23	△ 1
		4 郷土博物館費	郷 土 博 物 館	55,509	△ 6,150	49,359	7	7	0
		5 民俗民芸村費	民 俗 民 芸 村 管 理 セ ン タ ー	31,545	1,202	32,747	4	4	0
		6 図書館費	図 書 館	165,944	4,797	170,741	24	25	1
		7 科学博物館費	科 学 博 物 館	120,553	15,224	135,777	16	17	1
		8 市民学習 センター費	市民学習センター	23,200	708	23,908	3	3	0
		計	582,121	13,312	595,433	78	79	1	
合 計				2,345,670	26,679	2,372,349	337	331	△ 6

(2) 報酬等

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	教 育 総 務 課	17, 113	4, 181	21, 294
			学 校 教 育 課	40, 124	2, 899	43, 023
			学 校 保 健 課	51, 431	2, 324	53, 755
			教育行政センター	5, 928	745	6, 673
		4 教育指導費	学 校 教 育 課	122, 382	29, 970	152, 352
		5 教育センター費	教 育 セ ン タ ー	39, 804	3, 048	42, 852
		6 野外教育活動 センター費	学 校 教 育 課	42, 230	1, 472	43, 702
		計			319, 012	44, 639
	2 小学校費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	350, 169	38, 934	389, 103
		計			350, 169	38, 934
	3 中学校費	1 学校管理費	教 育 総 務 課	186, 002	19, 715	205, 717
		4 給食センター費	学 校 保 健 課	6, 177	817	6, 994
		計			192, 179	20, 532
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	教 育 総 務 課	57, 575	2, 809	60, 384
		計			57, 575	2, 809
	5 社会教育費	3 公民館費	生 涯 学 習 課	356, 180	53, 380	409, 560
		4 郷土博物館費	郷 土 博 物 館	28, 767	5, 022	33, 789
		5 民俗民芸村費	民 俗 民 芸 村 管 理 セ ン タ ー	87, 950	18, 525	106, 475
		6 図書館費	図 書 館	92, 927	16, 126	109, 053
		7 科学博物館費	科 学 博 物 館	33, 408	2, 209	35, 617
		8 市民学習 センター費	市民学習センター	31, 021	4, 193	35, 214
		計			630, 253	99, 455
合 計				1, 549, 188	206, 369	1, 755, 557

教育委員会 人件費及び報酬等 総 計	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
	3,894,858	233,048	4,127,906

令和6年12月市議会定例会 一般質問の概要

1 会 期 令和6年11月29日（金）～12月19日（木）

※一般質問…… 12月4日、5日、9日、10日

2 概 要 4日間の一般質問において15人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（１）自治振興事務職員と会計年度任用職員について

①自由民主党 江西 照康 議員（12月4日）

（問）会計年度任用職員である公民館主事に対する報酬単価や期末・勤勉手当の支給月数を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

（答）公民館主事の報酬単価は、現在、経験年数に応じて、1時間当たり、1,026円から1,082円までとなっております。

期末手当の支給割合は、6月期・12月期それぞれ1.225月であり、勤勉手当の支給割合は、人事評価の結果が「良好（標準）」であれば、6月期・12月期ともに1.025月となっており、期末と勤勉手当を合わせ、年間4.5月となります。

（２）選挙について

①富山市議会自由民主党 舍川 智也 議員（12月4日）

（問）学習指導要領における主権者教育について、学校の取組と、その取組に対する市教育委員会の評価について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）小学校学習指導要領解説社会編の第6学年の内容の取扱いにおいては、「選挙は国民の代表者を選出する大切な仕組みであること、国民は代表者を選出するため、選挙権を行使する必要があることを考えるようにする」と示されております。また、中学校学習指導要領解説社会編においては、「選挙に関する具体的な事例を取り上げて関心を高め、選挙が、主権をもつ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることの理解を基に正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について理解を深めることができるようにすることが大切である」と示されております。

小・中学校における具体的な取組といたしましては、

- ・小学校6年生社会科において、選挙に見立てた複数の候補者の演説内容をもとに自分の支持する候補者を選ぶ模擬投票
- ・中学校において、生徒会の役員改選時に、生徒による選挙管理委員会を立ち上げ、立候補受付期間や選挙運動期間を設け、立会演説会を経て投票を行うなど、選挙に関する一連の内容を体験的に学ぶ活動
- ・一部の学校においては、本市の選挙管理委員会から投票箱を借用して、国政選挙や地方選挙を真似た環境で投票を行い、成人に達した後の実社会における投票に対する興味・関心を高めるような活動

等を行うことで、主権者としての当事者意識を高めるように努めているところであります。

市教育委員会といたしましては、こうした取組が、子どもたちの将来において、選挙権をしっかりと行使する態度の醸成や、主権者として社会づくりに参画していく意欲の高まりにつながるものと考えております。

(問) 評価に対して、今後どのような取組を進めていくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 子どもたちの将来において、選挙権をしっかりと行使する態度の醸成や、主権者として社会づくりに参画していく意欲の高まりにつきましては、一朝一夕に身につくものではなく、学校教育、家庭教育、地域における自治活動、行政等による取組を含めた社会教育が、それぞれの役割を果たし、継続的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

市教育委員会といたしましては、各小・中学校が行っている主権者教育に関する好事例を研修会等で紹介したり、子どもが実感を伴い、体験的な活動を行うための手順や相談先といった必要な情報を提供するなど、各学校が実効性のある主権者教育を継続的に行っていけるよう支援してまいりたいと考えております。

(3) スマートシティ政策の今後の方向性について

①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員(12月4日)

(問) 都市デジタルツインを利用した様々なユースケースのうち、教育分野での利活用について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 都市デジタルツインは、仮想空間におけるシミュレーションを行うことができる先進的な技術であり、実際の街並み等を仮想空間上に再現し、新たなビルを建てることによる景観や人の流れの変化を検証するなどの利活用が行われていると聞いております。

教育分野における児童生徒の学習活動の例として、

- ・災害シミュレーションを利用した防災教育
- ・自然エネルギーの効率的な活用を考える環境教育
- ・交通量や人通りを可視化した安全教育

などに活用できる可能性が考えられます。

一方、このシステムを導入するにあたりましては、

- ・高速通信ネットワークと高性能端末の整備
- ・専門的な技術に関するサポート
- ・授業における活用事例の収集

などの課題があり、教育分野での利活用に関しましては、そうした課題への対応や教育的効果について、今後、必要に応じ、調査・研究してまいりたいと考えております。

(4) 英語教育について

①富山市議会自由民主党 豊岡 達郎 議員(12月4日)

(問) A L T の配置状況及び担当授業数について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市におきましては、外国語指導助手、いわゆるALT 32名を、学校規模に応じて1校あたり週1日から5日間、市内全小・中学校に配置し、教員と共に児童生徒への指導を行っており、ネイティブの英語に触れる機会を通して実際のコミュニケーションにつながる言語活動の充実を図っているところであります。

ALTの担当授業時数につきましては、小学校3、4年生の外国語活動では年間35時間のうち30時間程度、5、6年生の外国語科では年間70時間のうち39時間程度、中学校の外国語科では年間140時間のうち24時間程度、担当しております。

また、本年度からは水橋地区の4小学校において、通常のALTとは別に2名の「イメージン担当ALT」を週に1～2回配置し、主に体育科や音楽科の授業に担任と共に英語を使いながら活動し、子どもたちが日常から英語でコミュニケーションを楽しむ機会を増やしているところであります。

(問) 英語教育の充実に向けた教育委員会の取組について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市における英語教育の充実に向けた取組につきましては、本年度より水橋地区の小学校において通常のALTとは別に「イメージン担当ALT」を配置し、体の動きや感情表現をより多く伴う体育科や音楽科の授業、給食や休憩時間等において英語を使うことで、子どもたちが日常から英語でコミュニケーションを楽しむ機会を増やし、自然な英語表現や音声に慣れ親しむことをねらいとしております。

その成果といたしましては、

- ・「これは英語で何というのか」と、日常の事象や活動などについて、子どもたちがALTに積極的に尋ねる
- ・普段の挨拶を英語で交わそうとする
- ・ALTによる英語での読み聞かせに参加することを楽しみにしている

などの姿が見られるようになってきており、子どもたちが英語に親しみをを感じるようになってきております。今後は、水橋地区での成果を全市に広げていきたいと考えております。

また、各小学校において外国語教育を推進する教員を対象とした「小学校外国語夏季集中研修会」を、夏季休業中に集中して3日間実施しており、富山外国語専門学校の外国人講師及び市内小・中学校に勤務するALTが講師となり、ほぼすべての活動を英語で行うことで、受講者同士が楽しみながら英語でのコミュニケーション力を身につけ、実践的な授業力につなげることをねらいとしております。

さらに、小学校5年生から中学校3年生までを対象とし、「英語の学習は楽しいか」「これからも英語を学び続けたいか」「外国の人たちと英語で話してみたいか」等のアンケート方式による「児童生徒英語学習状況調査」を実施し、英語学習に対する児童生徒の意欲や関心を把握するとともに英語教育の成果を検証し、授業改善を推進しているところであります。

市教育委員会といたしましては、これらの取組を引き続き進めていくことで、子どもたちの英語学習への意欲・関心を高めるとともに、英語力の育成に努めてまいりたいと考えております。

(5) 安心・安全なまちづくりについて

①公明党 松井 桂将 議員（12月4日）

（問）避難所となる小・中学校の体育館におけるエアコン整備の取組状況について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）小・中学校の体育館におけるエアコン整備につきましては、近年の気候変動の影響による平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から、必要性が高まっているものと認識しており、また、災害発生時における防災機能強化の観点からも有効であるものと考えております。

今年度実施している空調設置検討業務委託により、現在、空調方式の検討や空調設置に伴う初期費用の算定などを行っており、令和7年3月頃に出される調査結果を基に、現時点で避難所として指定されている86箇所の体育館における具体的な整備方法や費用などについて、令和7年度中に検討してまいりたいと考えております。

(6) G I G Aスクール構想及び対応端末の更新について

①公明党 松井 桂将 議員（12月4日）

（問）来年度以降、何台程度を新端末に入れ替え、旧端末の処分や返却をするのか。また、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）本市においては、令和8年度当初に新端末約32,000台を導入する予定であります。また、旧端末のうち本市が処分する端末は、2,237台、リース契約に基づき返却する端末は、29,663台となっております。

市教育委員会といたしましては、端末処分の際にはデータ消去を行うことは必須であるとの考えのもと、処分する端末については、小型家電リサイクル法の認定事業者又は、資源有効利用促進法の製造事業者へ委託して端末処分とデータ消去を適切に行ってまいります。

返却する端末については、リース契約に基づきデータ消去を行い証明書を提出していただくこととしており、端末処分とデータ消去は適切に行われるものと考えております。

次期一人1台端末においても同様にリース契約に端末処分とデータ消去に関する業務を盛り込み、適切に行ってまいります。

（問）児童生徒の個人情報扱う教師用PC端末において情報漏洩の防止に向けた取組を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）教職員が学校において取り扱うデータや文書の大半は個人情報に該当することから、情報管理には細心の注意を払うことが求められております。

情報漏洩の防止に向けた取組の具体といたしましては、

- ・校園長会や通知等による情報漏洩防止に関する注意喚起
 - ・「富山市立小中学校情報セキュリティ10の心得」等、研修資料の提供による校内研修の実施
 - ・情報管理に関する市教育委員会主催の研修の実施
- などが挙げられます。

また、端末の操作ミスによる情報漏洩を防ぐために、

- ・成績や住所などの機微情報を扱うネットワークはインターネット環境と分離する
- ・教師用ＰＣ端末は、職員室外では使用できないように制限する
- ・機微情報は、校務支援システムに集約し、ＩＤとパスワードを入力して使用する
- ・ＵＳＢ記録媒体は、管理職の承認を得て暗号化機能付ＵＳＢのみを使用する

など、ネットワークや端末の管理、設定をしております。

教職員の個人情報の管理に対する意識を高めることはもとより、ＩＣＴ機器やシステム、ネットワーク技術は日進月歩であることから、新たな技術に対応できるよう情報収集し、情報漏洩の防止に努めてまいります。

②公明党 柏 佳枝 議員（１２月９日）

（問）ＩＣＴ環境の整備が行われたことによる教員の負担軽減について問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、教員の負担軽減を図るため、文部科学省「ＧＩＧＡスクール構想下での校務ＤＸについて」に示された方向性を参酌しながら教育におけるＤＸを推進しております。

主な取組といたしましては、

- ・校務支援システムの導入による児童生徒名簿作成や成績処理等の効率化
- ・保護者連絡システムの導入による欠席電話対応業務の削減
- ・Ｃｈａｔ機能の活用による予定変更等、教職員間の情報共有の迅速化
- ・会議資料や行事予定等のペーパーレス化による共有の促進

等が挙げられます。さらに、各学校での良い取組は市内小・中学校で共有し、横展開を図っております。

ＧＩＧＡスクール構想が始まる前の令和２年度と令和５年度の教員の時間外在校等時間を比べると、月平均で約６時間減少していることから、ＩＣＴ環境の整備は、教員の負担軽減に寄与しているものと考えております。

今後も教育におけるＤＸを進め、教員の負担軽減を推進することで教員が子どもと向き合う時間を生み出すことができるよう努めてまいります。

（問）一人１台端末を活用した学びにおける児童生徒のモチベーションについて問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）文部科学省の令和６年度全国学力・学習状況調査結果によりますと、「ＩＣＴ機器を活用することで楽しみながら学習を進めることができる」の質問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した本市児童生徒は小学生８０．２％、中学生８１．８％であり、高いモチベーションをもっていると考えられます。

また、ＩＣＴ機器を活用することで「分からないことがあった時に、すぐに調べることができる」「画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる」「友達と協力しながら学習を進めることができる」の質問に対し、肯定的な回答をした児童生徒は８割を超えており、学習の様々な場面において、一人１台端末の活用が児童生徒のモチベーションを高めることにつながっていると考えております。

一方、肯定的な回答をしなかった児童生徒に対しては、その要因を検証し、必要な手

立てを講じ、改善に努めてまいります。

(問) 一人1台端末を活用した学習の効果について問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 一人1台端末を活用した授業により、見られるようになった児童生徒の具体的な姿として、

- ・学習に対して消極的であった児童生徒が積極的に授業に参加するようになった
 - ・文章を書くことに苦手意識をもつ児童生徒が、調べたことをプレゼンテーションソフトでまとめ、生き生きと発表した
 - ・端末の共同編集機能により、友達の考えを参考にしながら、自分の考えをもてるようになった
 - ・興味・関心に応じて、児童生徒が発展的な内容の学習に取り組むようになった
- などが挙げられます。

市教育委員会といたしましては、一人1台端末の活用が、児童生徒が自分のペースで学習を進める「個別最適な学び」や、友達とかかわりながら自らの学びをさらに深める「協働的な学び」につながっていることから、学習の効果は高まっていると考えております。

(問) ICTを活用する際の課題について問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) ICTを活用する際の課題といたしましては、

- ・学校間、教員間における活用状況に差があること
- ・新しいアプリケーションや機能への対応が必要であること
- ・児童生徒の端末活用スキルに差があること
- ・児童生徒の情報モラルをさらに向上させる必要があること

等が挙げられます。

このため、市教育委員会といたしましては、教員を対象としたICTを効果的に活用している授業を参観する研修や各学校の実践を持ち寄り情報共有する研修、情報モラルに関する研修を実施しております。また、市内全ての小学5年生を対象とした「情報モラル講座」を実施しており、今後も引き続き、こうした取組の一層の充実に努めてまいります。

(問) ICTを活用した教育のあり方について、教育長の見解を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 本市では、「主体性のある子どもの育成」を重点事項とし、授業改善と教員の意識改革に取り組んできております。GIGAスクール構想により配備された一人1台端末等は、これからの学習の基盤の一つとなるものであり、授業改善の大きな可能性を秘めていると考えております。本市におきましても、GIGAスクール構想初年度である令和3年度の「使ってみる」から「使い慣れる」「日常化する」「効果的に使う」と、毎年活用のステージを上げて取り組んでまいりました。

一方で、端末を活用することはあくまでも手段であり、目的とならないよう、授業改

善と一体的に進めることが大切であります。学習指導要領に基づき、富山市学校教育指導方針には、問題解決的な学習や認知能力と非認知能力の一体的な育成等について記載しており、教員の授業改善に対する理解を深め、効果的な実践につながるよう働きかけをしております。

問題解決的な学習においては、児童生徒が自分の学習状況を端末に入力することで、学級の仲間や教員に即時共有され、児童生徒同士のかかわりを生んだり、教員の個に応じた支援につながっております。学校現場では、児童生徒自らが課題を設定し、情報の収集や整理・分析を行い、まとめ・表現するといった、問題解決の様々な場面でＩＣＴを活用する実践がみられ、ＩＣＴは、問題解決的な学習に欠かせないツールであると考えております。

認知能力と非認知能力の育成においては、先ほど学習の効果として述べましたとおり、子どもたちが自分のペースで学習を進めることにより、自分で目標を立てて粘り強く取り組みんだり、分からないところを進んで友達と教え合う姿が見られるようになっております。このことは、知識・技能など、いわゆる認知能力の習得に加え、取組の自己調整や仲間との協働等を通して、非認知能力の高まりにもつながっていると捉えております。

文部科学省の令和６年度全国学力・学習状況調査質問調査結果によりますと、課題解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、考えをまとめ、発表・表現する場面でＩＣＴ機器を活用していることが示されております。また、課題解決学習においてＩＣＴを活用している学校の児童生徒は、各教科の正答率が高い傾向にあると述べられております。

目まぐるしく変転する予測困難な状況を意味する「ＶＵＣＡ」の時代を生きる子どもたちに確かな力をつけるため、今後も一人１台端末等の活用を学習の基盤の一つとして、日々、子どもたちの考えを大切にしたいと授業を継続することで、本市の重点事項である「主体性のある子どもの育成」を確実に推進してまいりたいと考えております。

(問) 学校図書館における学校司書の配置の現状と課題について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行うことを目的とし、小学校６３校中６０校、中学校２５校中２３校に学校司書を配置するとともに、その他の小学校３校、中学校２校には、市立図書館の地域館や分館を併設し、図書館司書を配置しております。

学校司書の配置の現状につきましては、小学校で２３校、中学校で２校を専任の配置としており、令和３年度と比較しますと、小学校で専任校が３校増加しております。また、その他の小・中学校につきましては、２校兼務の配置としております。

２校兼務となっている学校では、学校司書が勤務しない日には、図書館担当教員とともに、図書委員会の児童生徒が本の貸出しや整理等を行っております。

また、学校図書館を活用した教育活動の支援に関しましては、１２学級以上の学校に配置が義務付けられている司書教諭や教員等と連携しながら、学校図書館活動の充実に寄与していただいていると考えております。こうしたことから、現状について課題があるとは認識しておりません。

(問) 学校図書館における学校司書の処遇改善について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校現場には様々な職種の職員が配置されておりますが、学校図書館司書につきましては、地方公務員法第22条の2の規定に基づく会計年度任用職員として任用しております。

勤務時間につきましては、1日5時間としており、学校図書館の運営・管理とともに、学校図書館を活用した教育活動の支援につきましても、先のご質問で答弁いたしましたように、教員等と連携し実施していただいているものと考えております。

その他の処遇につきましては、本市の会計年度任用職員全体の処遇と合わせて検討する必要があると考えており、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

(問) 学校図書館のあり方について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 小学校及び中学校学習指導要領の総則においては、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、読書活動を充実したり、子どもの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことなどが示されており、学校図書館は学校教育において欠くことのできない施設であると考えております。

学校図書館に求められる機能といたしましては、

- ・子どもの想像力を培い、学習に対する興味や関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む「読書センター」としての機能
- ・子どもの自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」としての機能
- ・子どもや教職員の情報ニーズに対応したり、子どもの情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能

などがあります。

市教育委員会といたしましては、学校図書館は、子どもの豊かな情操を育むとともに、学校における言語活動や探究活動の場として、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割があると考えております。

(7) 呉羽丘陵の活性化について

①富山市議会自由民主党 高原 譲 議員(12月5日)

(問) 白鳥城跡(じょうあと)について市の史跡指定を目指すべきと考えるが、見解を問う。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 白鳥城跡は、呉羽丘陵の城山公園内にあり、戦国時代に上杉謙信が攻めてきた際に、越中の武将である神保長職(ながもと)が築いたとされ、また、豊臣秀吉が富山城の佐々成政を攻めた際にも先遣隊の本陣を置いたと考えられる場所であります。

この白鳥城跡を市の史跡として指定する際には、富山市文化財保護条例に基づき、有識者からなる富山市文化財調査審議会に諮問する必要がありますが、白鳥城跡は、城の存続した時期や遺構の残り具合など、考古学的な視点に基づく情報が乏しいため、史跡としての範囲も不明瞭な状況であり、現時点において、白鳥城跡を市の指定史跡にすることは難しいものと考えております。

(8) 不登校児童生徒の居場所について

①自由民主党 金岡 貴裕 議員（12月5日）

(問) 学校の統廃合に伴う空き校舎を学びの多様化学校として活用してはどうか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、不登校の児童生徒に対する新たな支援策の一つとして、「学びの多様化学校」の設置に向けた調査を進めているところであります。

学びの多様化学校は、主に通常の学校と同様の施設や設備を備える「学校型」と、本校となる学校の一学級として、公共施設などに学習スペースを設置する「分教室型」の二種類に分類されます。

仮に、「学校型」として整備する場合には、新たに校舎を確保する必要があり、施設整備に多大な費用や時間を要することが想定されます。

この点につきましては、学校の統廃合に伴う空き校舎を学びの多様化学校として活用することで、施設整備に係る費用や時間を抑制することが可能になります。

一方で、現在、学校統廃合の協議は主に郊外の地域で進められており、郊外の空き校舎を活用する場合には、児童生徒の通学手段について配慮する必要があると考えております。

市教育委員会といたしましては、これらのことを念頭に置きながら、引き続き、施設形態や規模、候補地の選定等について検討を進めてまいりたいと考えております。

(問) 校内サポートルームにおける子どもの過ごし方と、指導員の現状について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 校内サポートルームにつきましては、児童生徒が思い思いの過ごし方によって心のエネルギーをたくわえることができるような居場所であることをコンセプトとしており、利用している子どもがやりたいことを自ら選択、決定して自分に合ったペースで学習したり、読書、軽運動、イラストや手芸などの創作活動に取り組むなどの過ごし方をしております。

また、校内サポートルームの指導員につきましては、学校の課業日に1日4時間活動しており、市教育委員会が教職経験者や教育相談経験者などの人材の中から、本事業の趣旨を理解し、児童生徒一人一人に寄り添った支援をしていただける方に委嘱しております。具体的には、子どもが勉強したいときには学習をサポートしたり、運動したいときには一緒に体を動かし、場合によっては、悩みの相談にのるなど、子どもの様々なニーズに応じた支援をしております。

(問) 研修等を実施した上で、校内サポートルームの指導員として地域の方を活用することはできないのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 校内サポートルームの指導員には、不登校児童生徒の対応に関する専門性が求められることから、その人選については、慎重に進めていく必要があると考えており、今年度、校内サポートルームに教職経験や教育相談経験のある指導員を配置したところであります。

校内サポートルームを設置した学校からは、

- ・自分で一日の過ごし方を決めることで、今までより意欲的に様々な活動や学習に取り組むようになった
- ・利用する児童生徒同士や指導員との交流を通して、社会性を身につけるきっかけとなった

などの報告を受けており、専門性を有する指導員が子どもと接する中で成果をあげているものと考えております。

市教育委員会といたしましては、校内サポートルームに登校する児童生徒は、人とのコミュニケーションが苦手であったり、自己肯定感が低いなどの特性がある子どもも多く、これらの子どもにかかわる指導員の人選につきましては、研修で身につく知識や技能だけでなく、穏やかに優しく子どもを受け止める包容力や一緒にいて安心できる誠実さ、子どもとかかわる仕事への適性など、様々な要素が求められるものと考えております。こうしたことから、指導員の人選につきましては、地域の方を含め、適切に判断してまいりたいと考えております。

(問) 外に出ることができない不登校児童生徒の居場所づくりについて問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、不登校支援施策として、これまで、

- ・小学校8校、中学校9校に、校内サポートルームを設置
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置による相談体制の充実
- ・市内2か所に適応指導教室「MAP」を設置
- ・富山市子どもの村や富山市ファミリーパーク、富山市科学博物館等の施設における、不登校児童生徒を対象にした「体験活動」の実施
- ・不登校児童生徒の保護者を対象とした相談会「『学校に行きづらい』と感じている子どもたちをサポートしたい」の開催

など、様々な施策を進めてきたところであります。

しかしながら、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、本市における不登校児童生徒数は、1, 120人と増加し続け、そのうちの約4割の457人の児童生徒が学校内外のいずれにおいても相談・指導等を受けていない状況となっております。

市教育委員会では、これらの学校内外につながりのない不登校児童生徒に対する支援の1つとして、メタバースの活用について現在、調査・研究を進めているところであります。メタバースとは、自宅にしながらインターネット上の仮想空間でアバターと呼ばれる自分の分身を介して他者とかかわることが可能となるものであり、外に出ることができない不登校児童生徒の新たな居場所づくりとなると考えております。

メタバースの導入による期待される効果といたしましては、

- ・インターネットを介して児童生徒が自宅にしながら家族以外の人とかかわりやつながりをもてること
- ・メタバース上で臨床心理士等と相談することが可能となり、悩みや不安な気持ちを打ち明けることで心の安定につながる
- ・メタバース上に多様な学習コンテンツが用意されているため、学びたいと思ったときにいつでも自分で選択して学ぶことができ、学習に対する意欲の向上につながる

等が考えられます。

市教育委員会といたしましては、一人一人の子どもの状況に合わせた支援を行うことで、社会とのつながりや外出機会の創出、学びの場の確保に努めてまいりたいと考えております。

(9) 部活動の地域移行について

①富山市議会自由民主党 織田 伸一 議員（１２月９日）

(問) 休日部活動のみ地域移行する方針において、今後の平日部活動による教員の長時間勤務の解消と少子化に伴う部活動数減少による体験機会の維持という課題に対して、どのように取り組んでいくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 平日の部活動による教員の長時間勤務の解消につきましては、

- ・部活動の終了時刻が遅くならないよう、下校時刻等を見直すこと
- ・設置する部活動を精選することで、一つの部活動に複数の教員を顧問として配置できるようにすること
- ・単独で指導・引率が可能な部活動指導員を配置すること

などの取組を、市教育委員会と中学校が連携しながら推進しております。

また、少子化に伴う部活動数減少による体験機会の維持という課題につきましては、部員数が減少している別の中学校の部活動と合同チームを編成し、合同練習を行ったり、大会に出場するなどして、生徒の体験機会の維持に努めております。

加えて、本市におきましては、中学校入学時に学校選択制を導入しており、部活動に力を入れて取り組みたいと考えている生徒及び保護者が、進学する中学校を選択することで、そのニーズにも一定程度応えられていると考えております。

市教育委員会といたしましては、引き続きこれらの取組を中学校と連携しながら推進していくことで、教員の長時間勤務の解消や少子化に伴う部活動数の減少による生徒の体験機会の維持という課題に対応していきたいと考えております。

(問) 学校部活動約５００のうち、休日に活動している部活動数を問う。また、そのうち、何割程度が地域移行に取り組むと想定しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本年１１月に実施した調査によりますと、市内中学校に設置されている約５００の部活動のうち、現在、休日に活動している部活動数は、約３７０であります。

そのうち、すでに地域移行した、または、今後、休日の部活動の地域移行を考えている部活動数は、約１８０となっており、休日に活動している部活動の５割程度が、地域移行に向けて取り組んでいくものと考えております。

(問) 平日部活動の地域移行、休日部活動の地域移行と学習指導要領との関係性について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 中学校学習指導要領におきましては、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連

帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示されております。

市教育委員会といたしましては、たとえ平日や休日の部活動が地域に移行した場合においても、部活動は学習指導要領に示されている「スポーツや文化、科学等に親しむこと」「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養」等、学校教育が目指す生徒の資質・能力の育成に資することが必要であると考えております。

(問) 地域移行の受け皿となる地域クラブについて、その要件、登録等の手続を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 地域移行の受け皿となる地域クラブの要件や登録等の手続につきましては、国が「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を立ち上げ、民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義や要件、登録方法等について協議を進めており、方向性が示された場合には、それらを遵守していくこととしており、市教育委員会といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

(問) 地域クラブが、学校教育の意義・理念を継承することをどのように担保するのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」には、策定の趣旨として、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指すとともに、学校部活動の教育的意義や役割を、地域クラブ活動においても継承・発展させることが必要であると示されております。

また、同ガイドラインでは、地域クラブにおいては、国の部活動に関するガイドラインを遵守し、学習指導要領を踏まえて指導に当たることが求められております。

市教育委員会といたしましては、各地域クラブが、ガイドラインや学習指導要領を踏まえて活動していくとともに、国の方でも現在、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、「学校で行われてきた部活動を、学校を含めた地域全体で支え、生徒の豊かな活動機会を保障する」という考えの下、地域クラブ活動の在り方について協議を重ねていることから、地域クラブにおいても、学校教育の意義・理念が継承されていくものと考えております。

(問) 地域クラブが、学校施設等を利用する資格について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 休日の部活動が移行した地域クラブにつきましては、学習指導要領に示されている「スポーツや文化、科学等に親しむこと」「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養」等、学校教育が目指す生徒の資質・能力の育成に資するものであると考えているところであります。現在、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、活動場所や学校の備品等の使用についても協議されているところであり、方向性が示された場合には、それらを遵守していくこととしており、市教育委員会といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

(問) 地域クラブ発足を支援するための情報サイトの設置も含め、関係者への積極的な事例紹介や手引の提供が必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 地域クラブ発足を支援するための事例紹介につきましては、地域クラブを発足させようとする学校等から市教育委員会に相談があった際、相談内容に合わせて、参考となる他の自治体の取組事例等を紹介しております。

また、手引の提供につきましては、地域クラブが中学校体育連盟主催の大会に参加を希望する場合、市の認定を受けることで、県中学校体育連盟が定める「1年以上計画的に活動及び各競技団体等主催の大会に出場実績があること」という大会出場条件が免除されるため、市教育委員会と市中学校体育連盟等が協力して、認定要件や手続等について定め、本年7月に中学校長会と共有したところであります。

認定要件につきましては、各中学校が作成している「部活動ガイドライン」を遵守していることに加えて、

- ・継続的な指導者が確保されていること
- ・安定的・持続的に地域クラブ活動を運営する団体が整っていること
- ・指導者に対する謝礼や保険料等を受益者の保護者が負担することについて、理解が得られていること

としております。

また、手続につきましては、まずは、休日の学校部活動を地域クラブ化して、大会出場を希望する指導者等は、当該校の校長と面談し、校長が継続性や信頼性を認めた場合は、申請の可否が市中学校体育連盟、市中学校長会において協議され、決定されます。その後、申請が認められた場合は、市中学校長会長が市教育委員会に申請書を提出することとなっております。

以上の認定要件、手続につきましては、スポーツ分野、文化芸術創造分野を問わず、地域クラブを発足する際の指針の一つになるものと考えており、本年8月に開催した「休日の部活動の地域移行に係る『第4回協議会』」において、関係部局や関係機関等と共有したところであります。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」におきましても、部活動の地域移行を進めていく上で、必要な情報提供が求められていることから、市教育委員会といたしましては、参考事例や、本市が定期的に開催している「休日の部活動の地域移行に係る協議会」における検討内容等の発信について、情報サイトの設置も含め、他都市の事例等も参考にしながら調査・研究してまいりたいと考えております。

(問) 地域クラブについて、その代表者や指導者はどのような人を想定しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会といたしましては、地域クラブが持続可能なものとなるためには、地域クラブの運営等を行う「代表者」と、技術的な指導を行う「指導者」、それぞれが必要であると考えております。

その人材につきましては、現在、部活動指導員やスポーツエキスパート等として学校部活動に関わっている方や地域クラブの指導を希望する教員、指導力があるとともに部

活動の教育的意義を理解している地域の方や部員の保護者等を想定しております。

(問) 子どもたちに指導したいという志をもった先生方も少なくない中で、教員の兼職兼業も見込まれるが、現在の状況を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、今年度「富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則」に基づき、「富山市立学校の教育職員の兼職兼業に係る労働時間の上限に関する要綱」を策定し、地域クラブの指導者をはじめ、兼職兼業に従事する全教員の健康及び福祉の確保を図るための措置について規定したところであります。

また、市中学校長会を通して、本市の教員が地域クラブに指導者として従事する場合に必要となる、兼職兼業の申請や労働時間の報告手順等について、各学校の教員に周知を図っております。

現在のところ、地域クラブに従事するための兼職兼業の申請はございませんが、複数の相談が寄せられており、今後、休日の部活動の地域移行が進むにつれ、申請があるものと考えております。

(問) 地域クラブにおける指導者への謝金の導入について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、「地域クラブの運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する」こととされております。

市教育委員会といたしましては、持続可能な活動環境を整備するためには、指導者への謝金等は必要であり、その金額につきましては、地域クラブの代表者や指導者等と保護者の間で、丁寧な話し合いを行った上で設定することが望ましいと考えております。

(問) 現在、全ての体育館は校舎側とのセキュリティ上の切り離しが可能だが、音楽室等の活動場所の切り離しが可能な学校は何校あるのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市内中学校で吹奏楽部を設置している23校のうち、音楽室等の活動場所を校舎のセキュリティと切り離すことが可能な学校は、3校であります。

(問) 教職員の参画のある地域クラブは、平日同様に校舎利用を認めるべきと考えるが、見解を問う。加えて、教職員の参画のない地域クラブにおける校舎利用には、人的なソフト対応か、設備改修等のハード対応が必要だが、検討は行われているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 教職員の参画のある地域クラブの音楽室等の校舎利用につきましては、兼職兼業の承認を得て地域クラブを指導している教職員の立場は、当該学校の教職員としての立場とは異なるとともに、セキュリティで管理されている校舎等の利用を認めると、教職員の参画のある地域クラブのみが校舎を利用できるという不公平感につながったり、場合によっては、地域クラブでの指導を希望しない教職員に対する地域クラブへの参画要請に

つながるなどの課題が生じる可能性があると考えております。

吹奏楽部等の地域移行に関する課題は国でも把握しており、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中の「地域文化芸術活動ワーキンググループ」において、吹奏楽部等が校舎を利用する際の課題として、セキュリティ管理や出入口の整備を含めた動線の確保等が取り上げられていると聞いております。

また、本市におきましても、「休日の部活動の地域移行に係る協議会」において、関係部局や関係機関等と、これらの課題の解決策について、ソフト、ハードの両面から課題を整理しているところであります。

市教育委員会といたしましては、生徒の活動機会の確保に向け、国での検討を注視するとともに、関係部局等とも協議を重ねながら、教職員の参画のある地域クラブの校舎利用を含め、地域クラブの学校施設等の利用に関する諸課題について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

(10) いじめの重大事態の対応について

①自由民主党 久保 大憲 議員（12月9日）

(問) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害（精神性の疾患の発症）を受けたと申立てがあった場合、いじめ防止対策推進法第28条第1項の要件を満たすと考えるが、市教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) いじめの重大事態の定義については、いじめ防止対策推進法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、また、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されております。

従って、市教育委員会又は学校が、児童生徒や保護者等から申立てのあった事案について、いじめが原因で、心身に重大な被害が生じた疑いがあると判断した場合には、同法に定める重大事態に該当することから、市教育委員会又は学校において事実関係を明確にするための調査を行うなど、適切に対処する必要があるものと考えます。

(問) 7月30日に保護者が市長宛ての所見を提出し、8月2日に市長が結果報告書を受け取ったいじめの重大事態（以下の4問において「本件重大事態」という。）について、保護者は少なくとも学年主任と生徒指導主事へ2度にわたって「いじめによりPTSDを発症した」と学校に申立てたにもかかわらず、重大事態として対応しなかったことは不作為と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 個別の事案の経過や調査内容等について、この場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、市教育委員会又は学校が、保護者から申立てのあった事案について、いじめを原因として、心身等に重大な被害が生じた疑いがあると判断した場合には、重大事態として対応することになります。

なお、本年8月30日に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、児童生徒や保護者からの申立てがあった時点において、学校が、児童生徒の

いじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことも示されていることに鑑みますと、直ちに重大事態として取り扱わないことが、不作為に当たるとは言えないものと考えております。

(問) 本件重大事態について、保護者からの通報を受けて、学校いじめ防止対策委員会を、いつ招集し、どのような協議を行い、なぜ市教育委員会に報告しなかったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 個別の事案の経過や調査内容等について、この場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、これまで本市で発生したいじめの重大事態の中には、学校内において、適切に組織的な情報共有が図られていたものの、教職員の法令等に対する理解不足から、市教育委員会への報告手続に遅れが生ずるといった不適切な対応があったことも事実であると認識しており、そうした点については、市教育委員会といたしましても重く受け止めているところであります。

このため、市教育委員会では、（特に令和5年10月以降、）学校の教職員が、児童生徒や保護者からいじめに関する相談を受けた際には、各学校で定める「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置している「学校いじめ対策組織」において、情報を共有し、相談内容を精査した上で、対応方針等を組織的に決定するとともに、いじめが疑われる事案の場合等には、速やかに市教育委員会に報告するなど、法令等に沿った対応を徹底するよう指導してきているところであります。

市教育委員会といたしましては、教職員の法令等に対する理解を深め、法令等を遵守した対応につなげていくため、今後とも校長会や各種研修等の機会を捉えて、法の趣旨を踏まえた適切な手続や組織的対応を徹底するよう、指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

(問) 本件重大事態について、市教育委員会が市長に提出した本案件の報告書に、前2問の経緯を記載しなかった理由を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 個別の事案の経過や調査内容等について、この場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、調査主体がまとめた調査報告書につきましては、本市の現行の運用において、各種団体等から推薦のあった弁護士や医師、臨床心理士、社会福祉士等の第三者的立場の専門家により構成された、附属機関である「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」において、公正かつ公平な視点から、調査結果の妥当性について、慎重に審議がなされたうえで作成されております。

市教育委員会といたしましては、こうした手続を経て、取りまとめられた調査報告書には、調査により明らかになった重要な事実関係等について、十分反映されているものと考えております。

(問) 本件重大事態について、報告書では、被害生徒や保護者からの通報を受けて、調査を複数回した旨の記載はあるが、その調査結果を市教育委員会に報告した旨の記載がない。その理由と、報告していなかった場合は法第23条第2項違反と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 個別の事案の経過や調査内容等について、この場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、調査主体がまとめた調査報告書につきましては、弁護士や医師等の第三者的立場の専門家により構成された、「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」において、公正かつ公平な視点から、記載すべき内容等についても、十分な審議がされたものと考えております。

また、いじめ防止対策推進法第23条第2項において、「学校は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するもの」とされていることから、学校が行ったいじめの調査の結果について、速やかに市教育委員会に報告がなされていない事案については、同法に抵触する恐れがあるものと考えます。

(問) 本件重大事態において、法や指針等に沿った対応を怠ったことにより、被害生徒や保護者は得られたはずの利益を得られなかったと考えるが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 個別の事案の経過や調査内容等に関する見解について、この場で申し上げることは差し控えさせていただきます。

一般論にはなりますが、そもそも、市教育委員会では、児童生徒の保護者等から学校に対して、児童生徒が安心・安全な学校生活を送るにあたり、カウンセラーの支援等が必要であるとの相談等があった際には、いじめの重大事態であるか否かに関わらず、児童生徒の保護者等の意向を十分尊重し、最善と考えられる支援方法を提案するなど、適切な対応に努めてきているところであり、いじめの重大事態として取り扱われなければ、様々な支援（利益）を受けることができないということはございません。

いずれにいたしましても、学校でいじめが発生した場合には、法令等に基づき、初期の段階から、学校いじめ対策組織において、迅速かつ的確に情報を共有し、市教育委員会への報告や、必要に応じて関係機関等との連携を図るなど、組織的な方針のもと、対応を進めることが重要であると考えております。

あわせて、被害児童生徒の心のケアや、保護者の不安の解消に向け、最大限寄り添いながら、学校全体で、丁寧な見守りや個別の支援を行うことが、事案の早期解消につながり、結果として、被害児童生徒の安定した学校生活の確保につながるものと考えております。

しかしながら、学校が事案に真摯に向き合い、状況の改善等に向けて努力してきたとしても、事案の解消に至らないことは十分考えられ、そうした場合には、被害児童生徒や保護者からの学校の対応に対する不信感が高まることも懸念されます。

市教育委員会といたしましては、こうした状況に至ることのないよう、事案の初期の段階から、学校が被害児童生徒や保護者にしっかり寄り添い、対応方針等について、被害児童生徒や保護者との間の共通理解を図るとともに、信頼関係を築きながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

(問) 令和5年12月定例会において、非違行為について懲戒権をもつ県教育委員会に報告すべきと指摘したが、その後、県教育委員会に報告したのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校においては、いじめを認知した上で事実関係の調査、被害者のケア、加害者への指導等の必要な対応を行ってきていることから、処分量定の判定にあたり事務の遅れや誤りは認められるものの、懲戒処分相当までには当たらないと考え、県教育委員会への報告の必要はないものと判断し、報告はしておりません。

(11) 園芸農業の振興について

①自由民主党 久保 大憲 議員(12月9日)

(問) 本市の学校給食に使用している野菜の規格と基準について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市において、令和5年度に学校給食で使用した生鮮野菜は、全体で約762トンであり、使用にあたりましては、安定した食材の量と安心・安全な食材の質を確保するため、学校農園等で収穫された野菜を除き、市場に出荷され取引されているものを対象としております。

学校給食で使用する野菜の選定にあたりましては、安全性の確保や品質の向上等の観点から、他自治体の事例や調理場からの意見を踏まえ作成した『富山市学校給食用物資標準規格集』の中で、原産地を県内産・国内産とすることや調理しやすいよう大きさと形がそろっていること、病虫害・傷・腐敗・異物混入のないことなどを規格や品質基準として求めているところです。

品質基準の中で大きさ・形を求めているのは、1日あたり約3万食分を限られた時間の中で調理し、児童生徒の喫食時間に間に合わせるためであり、食材調達の段階から調理のしやすさといった作業効率の観点から、食材の規格や品質を均一にすることが必要と考えていることによるものです。

(問) 市内で生産された規格外野菜を集荷し、加工、冷蔵、または冷凍保存する工場を建設し、学校給食で使用することで、給食費の負担軽減、調理現場の負担軽減、児童生徒の食育の観点からも有意義と考えるが、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 学校給食での規格外野菜の使用につきましては、仮定の話となりますが、給食費の負担軽減の点におきましては、加工賃を含めて原材料費が安価となれば、多少の費用が抑えられることが想定されます。

また、調理現場の負担軽減の点におきましては、下処理を始めとした調理工程の省略化による調理時間の短縮、調理作業の負担軽減などに繋がる可能性があるほか、冷凍・冷蔵により従来に比べ長期の保存が可能となれば、収穫時期だけではなく、より長い期間の活用が可能となるなど、給食献立の幅が広がるものと考えられます。

その一方で、衛生管理の面では、特定の調理場に食材を集め、加工等を実施すると、食中毒が発生した際の被害が拡大するといったリスクがあるほか、コストの面では、加工や保管等に要する光熱水費や人件費、燃料費等も不透明であり、多くの不確定要素が存在するものと考えられます。

児童生徒の食育の観点から、地域の農・水産物に対する理解を深めることについては、すでに、令和5年度現在で県内産の野菜等を38品目使用し、食育指導を行っていること

から、その効果は限られるかもしれませんが、一定の役割を果たすものと考えております。

(12) イタイタイ病について

①自由民主党 柞山 数男 議員(12月9日)

(問) イタイタイ病を風化させないために「一般社団法人神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会・イタイタイ病対策協議会」が実施している「清流環境作文コンクール」等の事業について、教育委員会はどのように考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 学習指導要領には、小学校5年生の社会科の内容として「公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること」と示されており、教科書においても四大公害病としてイタイタイ病が取り上げられていることから、子どもたちが学んで考えたことを表現する機会として「清流環境作文コンクール」に応募している市内の小学校もあります。

また、県立イタイタイ病資料館におきましては、イタイタイ病の発生や被害の実態、健康を守り患者を救う取組など、当時の生活の様子や人々の働きを視覚的に捉えるとともに、語り部さんから当事者としての思いや願いなども直接聞くことができることから、市内の多くの小学校が見学に訪れております。

市教育委員会といたしましては、これらのイタイタイ病に関する事業を通して、身近な環境問題としてこれからの社会のあり方について考えることは、大変有意義であると考えております。

(13) バスの運行について

①政策フォーラム32 大島 満 議員(12月9日)

(問) スクールバスや土地の取得に関する市長への申出について、教育委員会の議決を経ずに仮契約を行ったことへの見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 本定例会に議案として提案しております、水橋学園の用地取得及び大型バスの購入の契約手続の開始にあたり、本来であれば、事前に、市長に対する財産取得の申出を行うことを教育委員会会議に付議し、議決が必要であったところ、この議決を経ずに仮契約を行っていたことが判明しました。

このため、本事案が判明した時点で直ちに、富山市教育委員会事務決裁規則にのっとり、教育長である私の代決を以て、市長に対する財産取得の申出を行い、そののち、教育委員会会議に報告し、承認を受けたものであります。

教育委員会事務局内部において、再び、財産取得の手続上の不備が生じたことにより、事務手続への不信感を持たれた市民の皆様に対し、この場をお借りして、深くお詫びを申し上げます。

教育委員会では再発防止のため、教育委員会事務局の全所属に対して、契約事務手順の確認や周知の徹底を図ったところであり、今後、法令遵守の徹底のもと、適切な業務の遂行に努めてまいります。

(問) 水橋学園で利用される市所有のバスを他の学校行事に活用する内容について問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 運転士不足のため、バス事業者からのバスの借上げが困難になりつつあることから、令和8年4月に開校を予定している水橋学園では、市がバスを保有し、運行業務の委託先を、バス事業者から物流や配送事業者等にも裾野を広げることで運転士を確保し、確実な運行を図ることとしております。

こうした中、スクールバスと同様に、学校行事用バスについても借上げが困難な状況となっていることに加え、保有バスの有効活用の観点から、水橋学園のスクールバス8台について、スクールバスとして稼働しない午前8時半から午後2時半までの間、市内全域の小学校の校外学習に活用できないか検討し、学校ごとの乗車人数や所要時間などを基にシミュレーションを行いました。

その結果、毎年、市内全域の小学校4年生を対象に実施しているガラス美術館や科学博物館への校外学習などについて、活用可能であると判断し、現時点におきましては、スクールバスの本運行を開始する令和8年4月からの運用を予定しております。

(問) 修学旅行の新幹線利用及び学校での公共交通教育の推進について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市内の中学校における修学旅行につきましては、旅行の行き先や行程、予算等を考慮し、新幹線や貸切バスなど、各学校において利用する交通手段を決定しているため、市教育委員会として、特定の交通手段を指定することはございません。

また、公共交通に関する教育につきましては、小学校1・2年生の生活科では、校外学習に出かける機会に合わせて実際に路線バスや鉄道を利用する体験活動に多くの学校で取り組んでおります。

さらに、小学校3年生の社会科では、自分たちの市の様子について学習する視点として、「交通の広がり」が学習指導要領の内容に示されており、社会科の学習と合わせて、本市が進める「のりもの語り教育」を活用するなどして、実際に路面電車や路線バス等を利用し、公共交通機関がコンパクトなまちづくりに寄与していることについて、理解を深めております。

市教育委員会といたしましては、子どもたちが公共交通機関を利用し、その働きや良さに気づき、自分たちが生活するまちへの理解を深めたり、まちの魅力を感じ、愛着を深めることを期待しており、今後も公共交通機関を利用した学習の機会を創出してまいりたいと考えております。

(14) 小学校のランドセルについて

①気魄 谷口 寿一 議員(12月10日)

(問) ランドセルの価格が高額になってきており、簡素なランドセル等を推奨していくべきと考えるが、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、ランドセルなどの通学用バッグにつきましては、重さや通気性、経済的負担の軽減や校外学習等での使用に配慮し、ランドセルを含め、リュックサック等を、各家庭の実情に合わせて自由に選択できることを、令和5年12月に市内幼稚園や認定こども園、保育所を通じて文書にて保護者等に案内しているところであります。

また、市内の多くの小学校では、入学説明会の折に保護者に対してこうした趣旨の説明をしており、リュックサック等を背負って登校する子どもの姿も多く見られるようになってまいりました。

市教育委員会といたしましては、引き続き、市PTA連絡協議会等の関係機関や市内幼稚園、認定こども園、保育所を通じて、ランドセルを含め通学用バッグを自由に選択できるということを周知してまいりたいと考えております。

(問) リュックサック等を支給することで、家庭による格差が解消され则认为るが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市では、経済的な理由により就学が困難な状況にある児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費、修学旅行費など、就学に必要な費用の一部を援助しております。

新小学1年生については、これらの学用品費のほか、新入学学用品費として、57,060円を定額支給していることに加え、先のご質問で答弁いたしましたとおり、通学用バッグは各家庭の実情に合わせて自由に選択できることとしていることから、新小学1年生全員を対象としたリュックサック等の支給については考えておりません。

(15) 日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞と本市の平和行政について

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員(12月10日)

(問) 中学校の修学旅行について、最近のヒロシマ・ナガサキ訪問の実態を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の中学校において、修学旅行で広島を訪問している学校数は、全25中学校のうち、令和4年度が20校、令和5年度が15校、今年度が19校で、長崎へ訪問した学校はありません。

(問) 小・中学生のヒロシマ・ナガサキへの派遣(平和大使)について、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 修学旅行で広島を訪問している中学校におきましては、平和記念公園を訪れ、広島平和記念資料館や原爆ドーム等をボランティアガイドとともに見学し、原爆の悲惨さなどを学んでおります。加えて、修学旅行の前後にも戦争等についての学習に取り組んでおり、平和への思いを深めております。

また、市内すべての小・中学校において、国語科では戦争を扱った教材文による学習、社会科では戦争に関する歴史の学習、道徳科では平和の尊さを人の生き方から考える学習等に取り組んでおります。また、総合的な学習の時間に「平和」をテーマとして探究活動に取り組んでいる学校もあります。

市教育委員会といたしましては、このような現状に鑑み、小・中学生を広島・長崎へ派遣する事業については、考えていないところであります。

(16) 本市の天然記念物樹木・樹林と街路緑化の維持、保全について

①立憲民主党 東 篤 議員(12月10日)

(問) 天然記念物樹木・樹林の現状を把握し、健全な保全ができていると認識しているのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本年11月末現在で、市内に所在する指定天然記念物の樹木等(植物)は、県指定が「浜黒崎の松並木」や「西岩瀬諏訪社の大けやき」など8件、市指定が「中老田のモチノキ」や「深道ブナ林」など23件で、合わせて31件となっております。

指定されている樹木等の現状につきましては、

- ・「富山市文化財保護条例」に基づく所有者からの「き損届」の提出
- ・生育地の周辺状況や道路状況等により一部困難なものを除き、職員による現地確認
- ・所有者アンケートの実施

などにより、その把握に努めております。

また、樹木等の保全につきましては、原則、所有者の責務であります。所有者からの申し出を受け、必要があると認めるときは、樹木医等有識者の意見を踏まえ、技術的な指導や助言を行っているところであり、概ね健全な保全ができているものと考えております。

(問) 天然記念物樹木・樹林の保全や整備、案内板や標柱の更新をどのように進めていくのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、「富山市文化財保護事業補助金交付要綱」に基づき、所有者が行う樹木等の枯れ枝の伐採や防腐処理などに対し補助金を交付することで、天然記念物の(樹木等の)保全や整備への支援を行ってきたところであります。

また、案内板や標柱につきましては、予算の範囲の中で、設置場所や破損状態等を基に優先順位をつけ、更新しているところであります。

市教育委員会といたしましては、今後とも、所有者が行う天然記念物の樹木等の保全、整備に対し補助金を交付することにより支援を行うとともに、案内板や標柱につきましても、計画的な更新に努めてまいりたいと考えております。

(問) 天然記念物樹木・樹林の保全に対する市補助金の補助率引き上げが必要と考えるが、見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、「富山市文化財保護事業補助金交付要綱」に基づき、所有者が行う記念物の保存・整備事業に対し、市指定の場合は「事業費の2分の1以内」、また、県指定の場合は、県、市合わせて「事業費の5分の4」を補助金として交付してまいりました。

この補助率は、他の文化財の保存・整備に対する補助率と同等であることや、樹木等の保全の責務を負う所有者と、それを支援する行政との負担割合においても、低いとは言えないことから、補助率の引き上げにつきましては、考えていないところであります。

富山市教育DX政策監の委嘱について

[教育センター]

(1) 趣旨

富山市教育DX政策監に谷正友氏を再任し、委嘱することを報告するもの。

(2) 富山市教育DX政策監

ア. 氏 名 谷 正友

イ. 経歴等 一般社団法人教育ICT政策支援機構代表理事
文部科学省 学校DX戦略アドバイザー委員

(3) 任期

令和7年2月1日から令和8年1月31日

(4) 実績

- ・クラウドベースの教育ネットワーク構築への提案や助言
- ・一人1台端末の共同調達における他自治体情報の提供や具体的な助言
- ・教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の作成補助
- ・文部科学省の動向についての情報提供 等

閉講式・特別講演会

入場無料
要申込

演題

命の授業

～ドリー夢メーカーと今を生きる～



講師

こしづか はやと

講演家 腰塚 勇人 氏

プロフィール

1965年 神奈川県生まれ。

元・中学体育教師、養護学校教員。

「命の授業」講演家。

スキーでの大事故をきっかけに、全身マヒの体に。その後、懸命のリハビリにより社会復帰できるまでに回復し、事故をきっかけに人生も人生観も大きく変化する。

【日 時】 令和7年1月30日（木）13:30～15:30

※閉講式開催後、特別講演会を開催します。

【会 場】 富山市民プラザ 4階（南側）アンサンブルホール
（富山市大手町6-14）

【定 員】 約280名（申込先着順）

お問い合わせ先

富山市民学習センター

〒930-0084 富山市大手町6-14

（富山市民プラザ3階）

Tel : 076-493-3500

■富山駅から徒歩15分

■富山駅から環状線で約8分



申込方法

次のいずれかの方法でお申込みください。

※ご提供いただいた個人情報は、厳重な管理のもと、富山市民大学運営に関する目的以外での利用はいたしません。

1 インターネット

※ホームページ専用フォームからお申し込みください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/MJXzTzFL>



※市のホームページ NO. 1016292 からもお申し込みできます。

2 電話

076-493-3500へ

受付時間：平日及び土曜日（祝日除く）
8：30～17：00

◆ 12月2日（月）～申込開始 ◆